

2. 事業着手前と現在の比較

2-1 . 事業着手前の状況



旭二東



阿一西



旭二西



旭三東



阿三西



[参考: 『なつかしの金塚』]

2-2 . 現在の状況



旭二東



阿一西



旭二西



旭三東



阿三西





事業着手時

[参考：大阪市都市整備局（昭和62年）『阿倍野B1地区完成記念』]



現在

[参考：google map]

2-4 . 土地利用等の比較

11

| 区 分 | | 事業着手時 (A) | | 現在 (B) | | 倍率 (B/A) |
|--------------------------------------|------|-----------|--------|---------|--------|-------------|
| | | | 構成比(%) | | 構成比(%) | |
| 土地利用 (約 m ²) | 道路 | 54,200 | 19.3 | 107,600 | 38.4 | 2.0 |
| | 公園 | 4,300 | 1.5 | 22,200 | 7.9 | 5.2 |
| | 学校 | 9,700 | 3.5 | 10,500 | 3.7 | 1.1 |
| | 宅地 | 212,300 | 75.7 | 140,200 | 50.0 | 0.7 |
| | 計 | 280,500 | 100.0 | 280,500 | 100.0 | 1.0 |
| 用途別 建築延床面積 (約 m ²) | 商業施設 | 75,100 | 37.1 | 155,000 | 21.3 | 2.1 |
| | 業務施設 | 9,700 | 4.8 | 53,600 | 7.4 | 5.5 |
| | 住居施設 | 87,200 | 43.0 | 293,000 | 40.2 | 3.4 |
| | その他 | 30,500 | 15.1 | 226,400 | 31.1 | 7.4 |
| | 計 | 202,500 | 100.0 | 728,000 | 100.0 | 3.6 |
| 住宅戸数 (約 戸) | | 900 | | 3,100 | | 3.4 |
| 夜間人口 (約 人) | | 6,300 | | 7,000 | | 1.1 |
| 固定資産税 (約 千万円) | 全体 | 26 | | 113 | | 4.3 |
| | 家屋 | 3 | | 65 | | 21.7 |
| 相続税路線価 (約 万円) | 最高 | 98 | | 158 | | 1.6 |
| | 最低 | 3 | | 20 | | 6.7 |

3 . 市街地再開発事業について

市街地再開発事業とは・・・

市街地再開発事業とは、「市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、都市計画法及び都市再開発法で定めるところに従って行われる建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業」と定義されている（都市再開発法第2条第1号）。

1 . 市街地再開発事業のしくみ

- ・敷地を共同化し、高度利用することにより、公共施設用地を生み出す。
- ・従前権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられる（権利床）。
- ・高度利用で新たに生み出された床（保留床）を処分し、事業費に充てる。

2 . 事業の種類

第一種市街地再開発事業（権利変換方式）

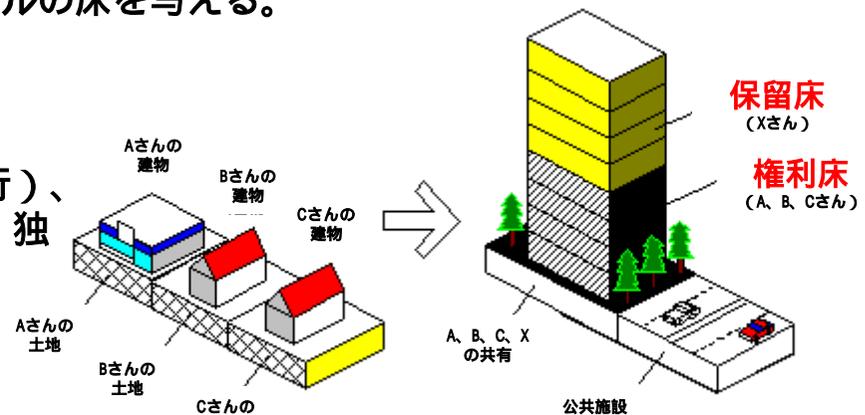
権利変換手続きにより、従前建物、土地所有者等の権利を再開発ビルの床に関する権利に原則として等価で交換する。

第二種市街地再開発事業 管理処分方式（用地買収方式） **本事業にて採用**

公共性・緊急性が著しく高い事業で、一旦施行地区内の建物・土地等を施行者が買収又は収用し、買収又は収用された者が希望すれば、その対償に代えて再開発ビルの床を与える。

3 . 施行者

市街地再開発事業の施行者は、個人（第一種のみ施行）、組合（第一種のみ施行）、再開発会社、**地方公共団体**、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社である。

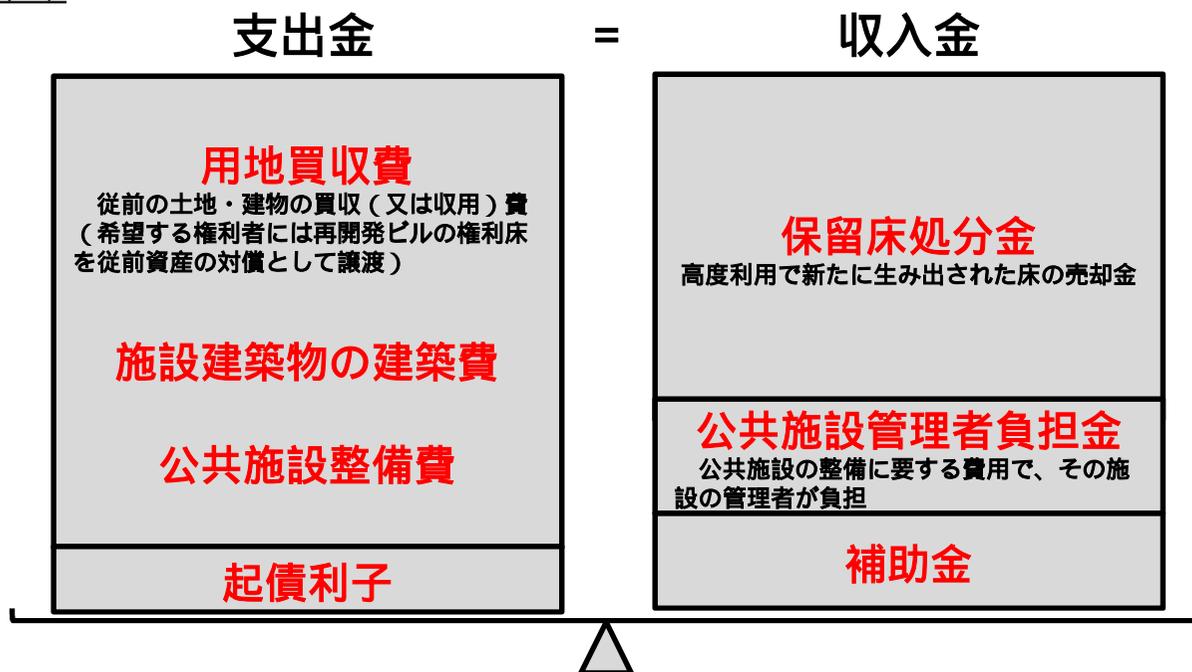


市街地再開発のイメージ図

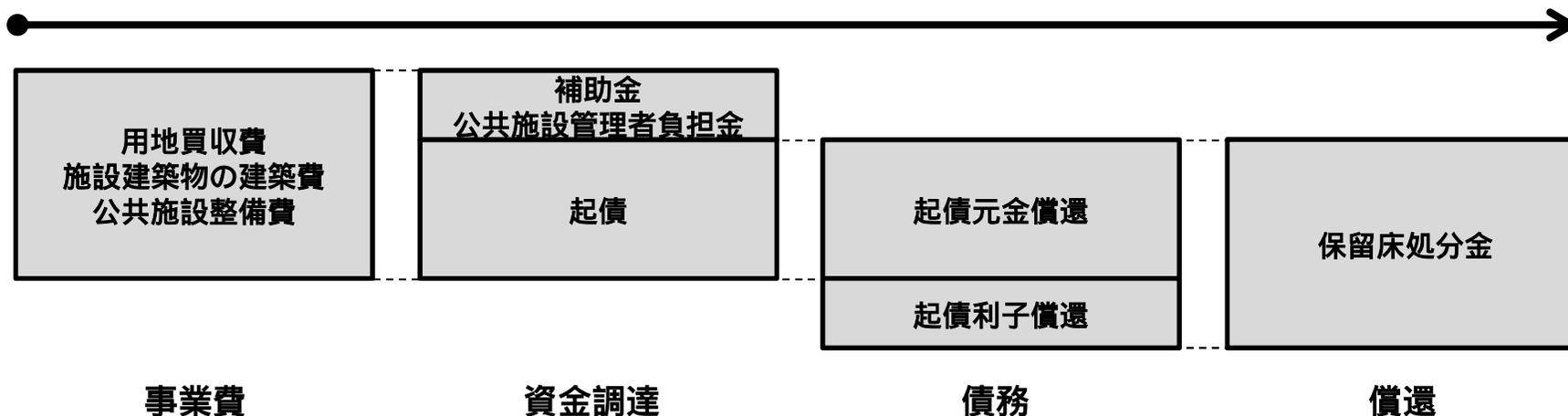
[参考：国土交通省都市局市街地整備課：
<http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/shuhou/saikaiatsu/saikaiatsu.htm>]

3-2 . 事業収支の考え方（第二種市街地再開発事業）

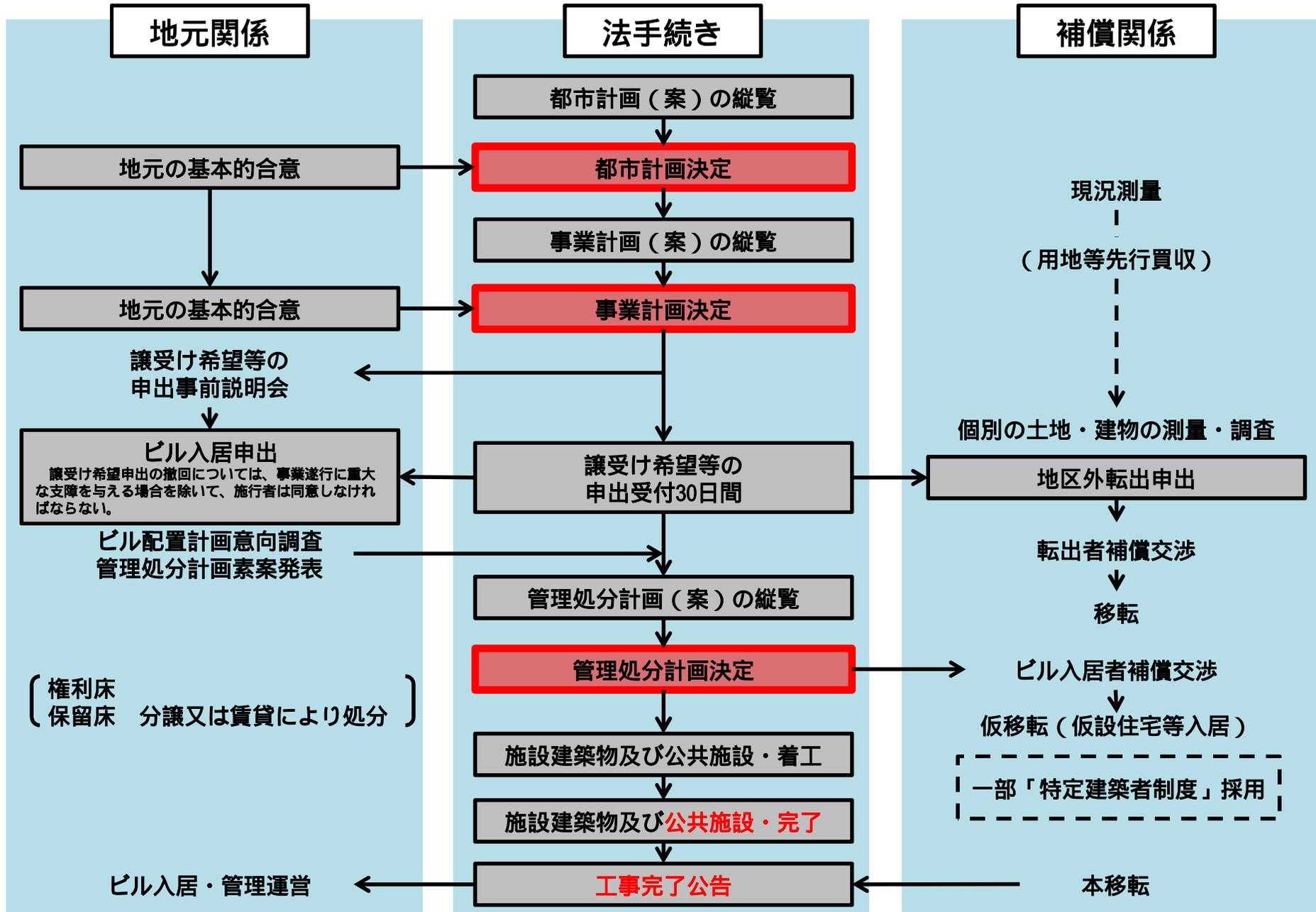
事業収支のしくみ



起債償還までの流れ



3-3 . 手続きの概要



3-5 . 制度の改正（1）：特定建築者制度

16

制度の趣旨

- 市街地再開発事業では、施行者が自らの責任において施設建築物を整備するのが原則であるが、**施行者に代わり建築させることができる（特定建築者制度）**。（法第99条の2、法第118条の28）

制度改正の経過

特定建築者制度の創設（昭和55年法改正時）

施行者の負担を軽減すると同時に民間事業者等の能力の積極的活用を図りつつ市街地再開発事業の円滑化を図る趣旨から、昭和55年の都市再開発法改正により本制度が創設された（**保留床が対象**）。

（制度上のメリット）

- 民間事業者等のノウハウ活用により建物整備の円滑化、迅速化が期待できる。
 - 民間事業者等が建物整備費を負担するため施行者の事業資金負担が軽減される。
 - 施設の管理運営等に関する民間事業者等のノウハウの活用により、施設建築物の有効かつ効果的な利活用が図られる。
- 等、施行者にとって資金調達、マンパワーの負担が軽減されるとともに、収益施設の計画・監理・処分等民間に任せ方が効果的な業務を委ねることができる。

（制度活用した施設建築物 計3棟）

C4-1棟：あべのパンセ、D1棟：あべのドルチェ、D3-2棟：あべのステラ

特定建築者制度の拡充（平成11年法改正時）

- 保留床を取得する特定建築者が権利床の混在する施設建築物についても整備できるよう、平成11年の都市再開発法改正により、本制度が拡充された（**権利床も対象**）。
- 本事業において、制度の拡充が更なる民間活力の導入に繋がり、事業に大きく影響を与えることとなった。**

（制度活用した施設建築物 計8棟）

A1-2棟：あべのnini、A2棟：あべのキューズタウン、B2棟：あべのフォルサ、
C2-1棟：あべのファースト、C2-3棟：あべのエトワル、C2-4棟：あべのリーザ、
D3-1棟：あべのセントレーベ、D4-1棟：あべのグランエア

3-5 . 制度の改正（2）：譲受け撤回制度

制度の趣旨

- 市街地再開発事業では、**譲受け希望者には譲受け希望の申出を撤回することが認められており**、事業の遂行に重大な影響を与える場合を除き、随時、譲受け希望申出の撤回が可能である。（法118条の5）
- 譲受け希望の申出を撤回したときは、その譲受ける権利がなくなるため、施行者は対償の支払いの必要が生ずる。

制度上のデメリット

- 譲受け希望を申出した権利者に対しては、**対償に加え、譲受け希望申出撤回日から補償金支払日まで（改正前：契約日から支払日まで）の利息相当額を支払う必要がある。**

制度改正の内容（法第118条の15等、平成11年3月31日改正、平成11年6月30日施行）

収支悪化の一因

施行前（平成11年6月30日施行以前）

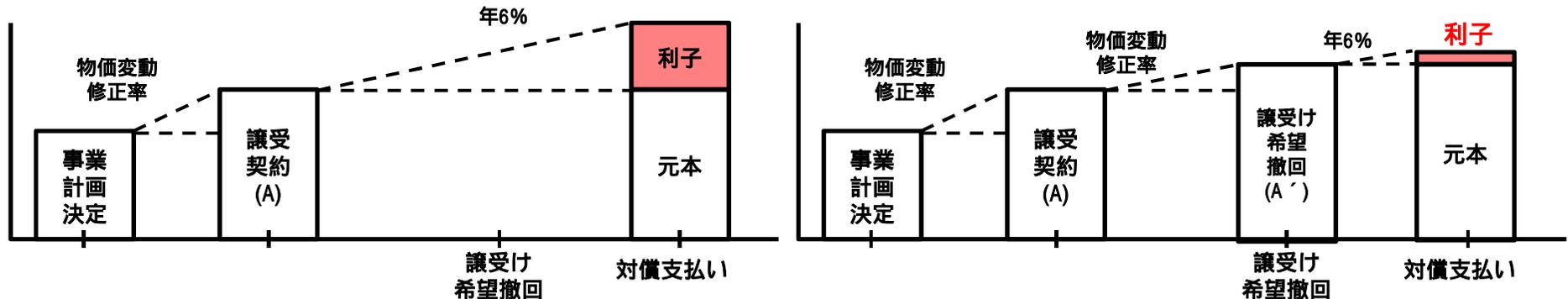
譲受け契約から撤回申出による対償額の支払までの期間、年6%の利息

施行後（平成11年6月30日施行以後）

撤回申出から撤回申出による対償額の支払までの期間、年6%の利息

例：平成10年4月1日に買収契約し、平成12年3月15日に撤回、その対償額を平成12年4月1日に支払った場合
（従前資産 土地1億円、建物3,000万円の場合）
利息：13,000万円 × 6% / 1年 × 2年 = **15,600,000円**

例：平成14年4月1日に買収契約し、平成16年3月15日に撤回、その対償額を平成16年4月1日に支払った場合
（従前資産 土地1億円、建物3,000万円の場合）
利息：13,000万円 × 6% / 365日 × 16日 = **341,917円**



4 . 事業の経過

4-1. 事業年表(1)

| | 制度の創設・改正等 | 本市の動向 | 地元及びA地区の動向 | 社会情勢 |
|---------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|------|
| 昭和 30年代 後半 | | | 地元選出市議員団をはじめとした地元住民有志による阿倍野都市計画の促進、町線の地下化等を要望 | |
| 42年 | | 大阪市総合計画/基本構想1990 (阿倍野地区を都心的機能整備地区に位置付け) | | |
| 44年 6月 | 都市再開発法公布 | | | |
| 10月 | | 阿倍野再開発計画が建設省により採択 阿倍野再開発基本構想の新聞発表 (6ブロック、34ha、第1期都市計画決定区域として20haを設定) (第1期4ブロック(A~C、F)を45~51年度、残り(D、E)を55年度までに完成予定) | | |
| 45年 4月 | | 市街地再開発事業会計(特別会計)として整理開始 | | |
| 7月 | | | 金塚10町会で構成された阿倍野再開発対策協議会(対協、会員30名)発足 | |
| 46年 | | 計画案を再検討し、4ブロックとする 第1期都市計画決定の設定区域をA工区とする、地元説明を実施 | | |
| 11月 | | | 対協から市長宛て陳情書を提出(阿倍野再開発を全面的に再検討するよう要望) | |
| 47年 3月 | | 地区内に常設相談所を設置 | | |
| 11月 | | 大阪市「昭和48年3月に都市計画決定の予定」と公表 | | |
| 48年 | 一般会計補助制度の創設 (調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費、再開発住宅整備費に適用) | | | |
| 11月 | | 都市再開発局長「昭和48年度中にA工区の都市計画決定」と市会で発言 | | |
| 12月 | | | 対協活動停止 A工区の地元住民(約250名)が、反対陳情書を提出(以後、地元では再開発促進や反対等個々の運動が展開) | |
| 49年 | | 第1期都市計画決定の設定区域を再開発促進要望のあったB、Cブロックの一部7.2haへ変更 | | |
| 1月 | | | A工区住民の約550世帯の反対署名、代表者役100名が再度反対陳情 | |
| 50年 7月 | 都市再開発法改正(第二種事業の導入) | 金塚地区全体をまとめて事業を進めていくには地元の抵抗が大きいため、町会ごとで了解をとる方法に方針転換 | | |
| 51年 9月 | | 都市計画決定 (B1地区・C1地区 計7.2ha)【当初決定】 | | |
| 11月 | | 地区内に阿倍野分室を新設 | | |
| 53年 8月 | | 事業計画決定(B1地区・C1-1地区) | | |
| 11月 | | 都市計画の施行区域の拡大(7.2ha)【第1回変更】 | A1地区の一部(旭一北)を都市計画の施行区域に編入 | |
| 55年 2月 | | " (11.2ha)【第2回変更】 | A1地区の一部(旭町南、旭二東)を都市計画の施行区域に編入 | |
| 5月 | 都市再開発法改正 (特定施設建築物制度の創設【保留床が対象】) | | | |
| 56年 8月 | | 都市計画の施行区域の拡大(20.4ha)【第3回変更】 | | |
| 57年 1月 | | 事業計画決定(C1-2地区) | | |
| 11月 | | 再開発住宅棟「C1-1棟 市営阿倍野第1住宅」工事完了公告【第1棟目完成】 | | |
| 58年 2月 | | 都市計画の施行区域の拡大(21.4ha)【第4回変更】 | | |
| 8月 | | 事業計画決定(D地区) | | |

高度経済成長

大阪万博

オイルショック

4-1. 事業年表 (2)

| | | 制度の創設・改正等 | 本市の動向 | A地区の動向 | 社会情勢 |
|----|--------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 昭和 | 59年 6月 | | | 事業計画決定(A1地区の一部) | ↑ バブル景気 ↓ バブル崩壊 |
| | 9月 | | | A1地区事業計画決定に対する取消請求訴訟提訴 | |
| | 60年 5月 | | 事業計画決定(B2地区) | | |
| | 61年 3月 | | 金塚東1、3号線工事完成【第1路線目完成】 | | |
| | | | | 本件取消請求訴訟第一審判決(却下) | |
| | 63年 6月 | | | " 控訴審判決(差戻し) | |
| 平成 | 元年 3月 | | 都市計画の施行区域の拡大(22.1ha)【第5回変更】 | A1地区の一部(尼崎平野線の一部・アポロビル西(阿一西の一部)を都市計画の施行区域に編入) | |
| | 3年 6月 | | | 事業計画変更(A1地区を一部拡大:尼崎平野線部分) | |
| | 4年 | | | 最高裁が本件取消請求訴訟上告審判決(上告棄却) | |
| | 5年 5月 | | | A1地区事業計画決定に対する取消請求訴訟取下 | |
| | 6年 3月 | | 都市計画の施行区域の拡大(28.0ha)【第6回変更】 (現在の施行区域) | A1地区の一部(阿一西・阿二西)を都市計画の施行区域に編入し、現在の施行区域となる。 A2地区のそごう計画決定(63階建、290m、41.2万㎡) | |
| | 9年 3月 | | | 事業計画変更(A1地区を拡大:旧A2部分) | |
| | 4月 | | | A2地区からそごうが撤退 | |
| | 11年 3月 | 都市再開発法改正 (特定施設建築物制度の拡充【権利床を追加】) | | | |
| | 13年 9月 | | | A2地区のサイモン計画決定(31階建、121m、29.8万㎡) | |
| | 14年 5月 | | 都市計画の変更(A2街区における建築面積及び延床面積の変更・高度利用地区の変更)【第7回変更】 | | |
| | 7月 | | 都市再生緊急整備地域の指定(阿倍野地域21ha) | | |
| | 15年 5月 | | | A2地区からサイモンが撤退 | |
| | 16年 9月 | | | A2地区の東急計画決定(6階建、32m、18.4万㎡) | |
| | | | 収支不足「2,100億円」と表明 | | |
| | 17年 9月 | | 都市計画の変更(A1、A2、C2街区における建築面積及び延床面積の変更等・都市施設(阿倍野南北線「天王寺・あべの橋駅自転車駐車場(阿倍野駅第4自転車駐車場)」)の追加・高度利用地区の変更)【第8回変更】 | | |
| | 22年 9月 | | 阿倍野駅第4自転車駐車場完成 | | |
| | 23年 3月 | | 天王寺・阿倍野橋駅自転車駐車場完成 阿倍野南北線完成 | | |
| | 4月 | | | あべのキューズタウン開業 | |
| | 25年 2月 | | 全ての施設建築物(29棟)が完成 管理処分棟・特定建築建築物「C2-1棟 あべのファースト」工事完了公告【第29棟目完成】 | | |
| | 7月 | | 阿倍野歩道橋架替完成 | | |
| | 26年 3月 | | 地下鉄谷町線阿倍野駅接続地下連絡通路完成 | | |
| | 27年 7月 | | 阪堺上町線軌道移設着工(29年12月 完成予定) | | |
| | 28年 3月 | | 市街地再開発事業会計(特別会計)の閉鎖 | | |
| | 30年 3月 | | 長柄塚線工事完成予定【第17路線目完成予定】 事業完了(予定) | | |

1 . 「阿倍野地区（金塚地区）」で再開発をする必要性

上位計画

昭和42年大阪市総合計画 / 基本構想1990において、阿倍野地区は都心的機能整備地区に位置付けられ、「大阪駅につづく本市第2の交通結節点であるにもかかわらず、住宅・店舗が混在し防災的条件も好ましいものではない。このため、市街地再開発事業により土地の合理的利用をはかり、南大阪の玄関口としてふさわしく整備する。」として、事業化の必要な地区とした。

議会・地元要望

[参考：昭和45年度決算特別委員会議事録（昭和46年11月13日）]

阿倍野地区（金塚地区）を選定した理由として、以下の三つの点が挙げられる。

- (1) 当地区は、国鉄（現JR）、近鉄、南海上町線（現阪堺上町線）、地下鉄御堂筋線・谷町線、バスと交通機関が集中しており、大阪の梅田につづく第2の交通の枢要の地となっているが、大阪市における都市機能の発展が北から始まった経過から、非常に遅れた地区であった。一日約120万人の乗降があり、経済力についても潜在的な力を有している。
- (2) 当地区は、商業と住宅とが混在した地区であり、土地の利用形態も非常に細分化している。従って、公共施設も非常に不足している状況にあり、82%が木造家屋で非常に老朽化している現状にある。そのため、防災的な見地からも整備が急がれている地区である。
- (3) 昭和40年に地元の有志によって、阿倍野開発協議会が結成され、その際、大阪市の対して各種の要望が提出された。その要望は、主として当時道路建設を中心とした要望であり、昭和23年に都市計画決定した長柄堺線の拡幅の早期着工や、阿倍野南北縦貫道路の策定計画の早期立案という内容である。

2．第二種市街地再開発事業の導入経過

[参考：大阪市都市再開発局（昭和51年9月）『阿倍野地区市街地再開発事業計画概要説明書』]

事業化に至る背景・経過

昭和44年に都市再開発法が制定され、同年6月に全国で4地区が事業採択され、そのひとつに阿倍野地区が指定された。同年10月に基本構想を発表し、天王寺ターミナルに近接したAブロックを第1期都市計画決定予定区域と設定し、10町会からなる地元統一組織「阿倍野再開発対策協議会（昭和45年結成）」を通じ地元折衝を重ねたが、各町会各業種、各階層ごとの意見の相違から、事業化に至らなかった。なお、昭和48年、大阪市がA工区の都市計画決定の意思表示を機に、「阿倍野再開発対策協議会」はその機能を停止した。

第二種市街地再開発事業（用地買収方式）の導入

こうした状況を受け、大阪市は、昭和49～50年にわたる町会を単位とした事業促進の陳情を契機として、町会のまとまりを重視し「町会別協議方式」に方針転換を行った。

一方で、阿倍野地区では、施行面積が約31ha（後に28haに変更）と広い大規模な事業で、関係権利者が非常に多く（約3,000人）、また対象地域一帯は戦災を免れた古い商店や住宅が入り混じり権利関係も輻輳している。そのため、権利変換方式（第一種事業）では複雑な権利変換を一括して処理するという手続き上の制約から権利処理が難しいため、国に対して制度改正を働きかけ、昭和50年に第二種市街地再開発事業が新設された。これを受け、事業の円滑な推進を図るため収用権を背景に、一旦土地等の権利を全て施行者が取得する用地買収方式（第二種事業）を導入し、事業化を図ることとした。

4-4 . 事業着手時点の考え方 (1)

23

1. 対象地区の規模の考え方

[参考：大阪市都市再開発局（昭和51年9月）『阿倍野地区市街地再開発事業計画概要説明書』]

長柄塚線沿い奥行き30m、奥行き200m（金塚地区の約1/2の範囲）、金塚地区の全域の3案について検討した結果、都市機能施設を立地した場合、及びにおいて、同地区の現居住者世帯の収容スペースが確保できないため、金塚地区を分断するとともに、残存地区が都市基盤施設の整備がないまま乱開発される恐れ等があることから、**「金塚地区の全域」が妥当な規模として設定した。**



2. 先行着手地区について

再開発区域は、A～Dの4ブロックに分割され、天王寺ターミナルに近い商業地域で、事業の成否を決める最も重要なAブロックを第1期都市計画決定予定区域として、昭和48年に都市計画決定の意思表示を行ったが、活発な反対運動が展開され、都市計画決定に至らなかった。

その後、B・Cブロックの一部町会による事業促進の陳情を契機として、Aブロックを第1期都市計画決定区域とする基本方針を大転換し、**反対運動の少ないBブロックとCブロックを昭和51年に都市計画決定するに至った（B1地区、C1地区）。**



イメージ図

主な反対理由

(地区全体)【参考：昭和45年度決算特別委員会議事録（昭和46年11月13日）】

- ・土地の共有ということに対して、まだ一般化されておらず、土地は個人の財産であるという思想が強かった。
- ・戦災を免れた金塚地区には約7割を占める借家人があり、低家賃の住宅が多く、再開発ビルへの入居にあたっては、家賃の高騰や、入居できなくなることに對する不安がある。
- ・商売人は、再開発ビルの中での営業形態に変わるため、新しい商売のやり方等に不安がある。

(Aブロック)【参考：昭和46年度決算特別委員会議事録（昭和47年11月22日）、昭和47年3月定例会常任委員会議事録（昭和47年3月14日）】

- ・そごう百貨店の進出により、周辺の中企業の経営状態は非常に食い込まれる。
- ・自己の持つあらゆる権利の評価と、どういうビルにどこへというような具体的な内容が示されない。

主な賛成理由【参考：昭和51年3月定例会常任委員会（計画土木・通常予算）（昭和51年3月15日）】

(Bブロック)

- ・阪神高速松原線工事及び地下鉄谷町線延伸工事が終わった段階で、早くまちづくりをしたい。

(Cブロック)

- ・Aブロックを先に着手した場合、商店街の人の流れが途絶えて、商売が成り立たなくなる。

4-4 . 事業着手時点の考え方 (2)

24

3 . 工程計画

[参考：大阪市都市再開発局（昭和51年9月）『阿倍野地区市街地再開発事業計画概要説明書』]
[参考：昭和50年2・3月定例会常任委員会（計画土木・通常予算）（昭和50年3月7日）]

第二種市街地再開発事業では、施行区域の面積3ha以上と規定されている。
一事業単位を約3haとすると、都市計画決定から事業認可、管理処分を経て工事着工までを約1.5～2年、建築工事期間を約3～5年とすると、5～7年程度の期間が必要となる。
以上より、下記のとおり目標を立てている。

- ・ 第一期事業（B1・C1地区の約7.2ha）：事業期間7年
- ・ 残り（約20ha）：第一期事業とラップしながら事業を進める。

全体では、事業を15年で完成。

現在、約40年を経過

4 . 全体事業費（想定）

・ 昭和50・55年時点：約2,400億円

[参考：昭和50年2・3月定例会常任委員会（計画土木・通常予算）（昭和50年3月7日）]
[参考：大阪市都市再開発局（昭和55年3月）『阿倍野地区第2種市街地再開発事業パンフレット』]

財源

- ・ 国庫補助金
- 道路特別会計（補助率2/3）： 約 220億円
- 一般会計（補助率1/3）： 約 190億円
- ・ 市負担金（国庫裏負担分）： 約 490億円
- ・ 保留床処分金： 約1,500億円

現在、約4,810億円（概算額）

（参考）事業の採算性について

『阿倍野地区市街地再開発計画 基本計画報告書（昭和47年3月、大阪市都市再開発局阿倍野地区再開発計画共同設計体）』によれば、「A・Bブロックの東側ゾーンは概ね採算がとれるが、C・Dブロックの西側ゾーンは採算が取れず、計画対象区域全域を事業採算単位とした場合でも、採算が取れない。市街地再開発事業単独施行可能区域は、東側ゾーンに絞られ、西側ゾーンについては他手法（住宅地区改良事業等）との合併等の手段が必要である。」との報告がある。

4-6 . 事業計画決定の変遷 (区域変更に係る計画のみ抜粋)

| | | S53.8.30 | S55.6.26 | S57.1.27 | S57.3.17 | S58.8.30 |
|---------------------------|----------------------|----------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|
| 区域図 | | | | | | |
| 施行面積 及び 事業終了 年月日 | A1 | - | - | - | - | - |
| | B1 | 3.4ha ¹ (当初) S58.3.31 | 2.5ha ¹ (区域縮小) S58.3.31 | 2.5ha ¹ S60.3.31 | 2.6ha ¹ (区域拡大) S62.3.31 | 2.6ha ¹ S62.3.31 |
| | B2 | - | - | - | - | - |
| | C1-1 | 1.9ha ¹ (当初) S58.3.31 | 1.9ha ¹ S58.3.31 | 1.9ha ¹ S62.3.31 | 1.9ha ¹ S62.3.31 | 1.9ha ¹ S62.3.31 |
| | C1-2 | - | - | 1.9ha ¹ (当初) S62.3.31 | 1.9ha ¹ S62.3.31 | 1.9ha ¹ S62.3.31 |
| | D | - | - | - | - | 2.6ha ¹ (当初) H元.3.31 |
| 計 | 計5.3ha ¹ | 計4.4ha ¹ | 計6.3ha ¹ | 計6.4ha ¹ | 計9.0ha ¹ | |
| 全体事業期間(予定) | | ~ H3 (概ね15年程度) | | | | |
| | | S59.6.11 | S60.5.17 | H3.6.29 | H9.3.28 | |
| 区域図 | | | | | | |
| 施行面積 及び 事業終了 年月日 | A1 | 5.4ha ¹ (当初) H3.3.31 | 5.4ha ¹ H3.3.31 | 6.1ha ¹ (区域拡大) H9.3.31 | 11.0ha ¹ (区域拡大) H21.3.31 | |
| | B1 | 2.6ha ¹ S62.3.31 | 2.6ha ¹ S62.3.31 | 2.6ha ¹ H8.3.31 | 2.6ha ¹ H13.3.31 | |
| | B2 | - | 5.2ha ¹ (当初) H3.3.31 | 5.2ha ¹ H8.3.31 | 5.2ha ¹ H13.3.31 | |
| | C1-1 | 1.9ha ¹ S62.3.31 | 1.9ha ¹ S62.3.31 | 1.9ha ¹ H5.3.31 | 1.9ha ¹ H15.3.31 | |
| | C1-2 | 1.9ha ¹ S62.3.31 | 1.9ha ¹ H元.3.31 | 1.9ha ¹ H5.3.31 | 1.9ha ¹ H15.3.31 | |
| | D | 2.6ha ¹ H元.3.31 | 2.6ha ¹ H元.3.31 | 2.6ha ¹ H5.3.31 | 2.6ha ¹ H13.3.31 | |
| 計 | 計14.4ha ¹ | 計19.6ha ¹ | 計20.3ha ¹ | 計25.2ha ¹ | | |
| 全体事業期間(予定) | | ~ H8 (20年) | | ~ H20 (32年) | | |

凡例

- 事業計画区域
- 事業計画編入区域